

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質 問	回 答
1	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費（等）調整単価は、入札時ではなく、電力を利用した各月の、みなし小売電気事業者の約款及び単価を適用してください。 なお、入札時と約款が変更になった場合は、別途協議をすることができます。
2	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	毎月1日です。
3	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	株式会社エネットです。
4	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。本市では、請求書を受領して10日以内に請求書に記載された検針結果で検査を行い、この検査合格日を請求書の受理日とし、この請求書の受理日（検査合格日）から30日以内に代金を支払います。
5	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じることが可能です。【契約書（案）第12条】
7	【託送料金の見直しに伴う単価変更協議について】 現在、一般送配電事業者において託送供給等約款の見直しに係る変更承認申請が行われており、2026年11月以降、託送料金単価が改定（値上げ）される見込みとなっております。 しかしながら、現時点では改定内容の詳細が公表されておらず、当該改定影響額を入札単価へ適切に反映することが困難な状況です。 このため、今後公表される託送料金改定の内容により、当社において吸収が困難な負担増が生じる場合には、契約単価の変更について協議をお願いする可能性がございます。 あらかじめご了承いただけますようお願いいたします。	協議に応じることが可能です。【契約書（案）第12条】